重要文化財絹本著色大日如来像美術工芸品保存修理業務委託 に関するプロポーザル実施要項

次のとおり、大阪市立美術館館蔵品重要文化財「絹本著色大日如来像」修理にかかる公募型プロポーザルを実施する。

1. 案件名称

重要文化財絹本著色大日如来像美術工芸品保存修理業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1)業務目的と概要

本事業は当館の館蔵品「絹本著色大日如来像」(館蔵品番号009576、以下本作品)の 修理を行い、修理後に展示にて活用することを目的とする。

本作品は、令和5年度に個人より遺贈された重要文化財指定の仏教絵画である。鎌倉時代 前半頃の仏画の優品として著名であるが、画面料絹及び表装に重度の損傷があるため従来展 示の機会が皆無だった。

具体的には、画面料絹の折れ、切れ、欠失、顔料の浮き、汚れ、適切でない補絹、表装や 掛緒等の傷みが確認され、全体として非常に脆弱な状態である。それゆえ現状では展示が不 可能であり展覧会での活用ができず、公共の閲覧に供せない状態である。本作品を美術館に て活用するためにも、作品の根本的な修理が必要不可欠である。

今般、その目的を達成するため、受注者の持つ指定仏教絵画の修理に関する手法や幅広い 知識と経験、専門性の活用が期待できる、国宝装潢師連盟に加盟する民間事業者から企画提 案を受け、プロポーザル方式によって選定し、選定した業者と契約を締結する。

(2)業務内容

別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模

金8,500,000円(消費税等を含む)

(4) 契約期間

令和6年4月1日~令和8年3月31日

(5)納入場所

大阪市立美術館(大阪市天王寺区茶臼山町1-82)

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、地方独立行政法人大阪市博物館機構は契約金以外の費用を負担しない。

(7) 大阪市博物館機構側から提供する資料 作品調査画像データ

3. プロポーザル参加資格要件等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者である こと。
- (2) プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置及び、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び、同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (3) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例 施行規則第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でない こと。
- (4) 国税および市町村税のいずれについても未納がないこと。
- (5) 国宝装潢師連盟に加盟し、かつ、発注者が修理監督業務に随時対応できるよう京都国立博物館文化財保存修理所内に工房をもつ事業者であること。

4. スケジュール

⑧企画提案書の提出締切 令和5年9月11日(月)午後5時(予定)

⑨選定結果通知 令和5年9月下旬(予定)

5. 現地説明会の開催

(1) 開催日時

令和5年8月上旬 (予定)

大阪市立美術館担当者が現地説明会参加希望業者に連絡を取り、希望日を聞き調整する。

(2) 開催場所

大阪歴史博物館1階 正面入口前(アトリウム内)集合(大阪市中央区大手前 4-1-32)

(3) 内容

対象となる作品の状態を2時間程度で確認する。

(4) 申込方法

現地説明会に参加しようとする者は、別紙「公募型プロポーザル現地説明会参加申込書(様式1)」を当館ホームページ(https://www.osaka-art-museum.jp/)からダウンロードのうえ、申込期日までに「14.提出先・問い合わせ先」へ電子メールで提出し、担当者と別途日時の調整を行うこと。

※郵便、持参、電話、口頭による申込みは受け付けない。

※当日の参加者は1事業者あたり4名までとする。

(5) 申込期限 令和5年8月1日(火)午後5時まで(必着) ※申し込みのない者は、説明会への参加は認めない。

(6) その他

現地説明会への参加はプロポーザル参加申請にあたっての必須条件ではない。

6. 質問書受付·回答

(1) 質問書受付期間

令和5年7月25日(火)から令和5年8月23日(水)午後5時まで(必着) ※別紙「質問書(様式2)」を「14.提出先・問い合わせ先」まで電子メールにて提出 すること。

※受付期間以降に届いた質問および郵便・持参・電話・口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

令和5年8月30日(水)午後5時に当館ホームページ (https://www.osaka-artmuseum.jp/) にて公開 (予定)。

- 7. プロポーザル参加申請書類の作成および記載上の留意事項
- (1) 応募書類 【各1部】
 - ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式3)
 - イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)
 - ウ) 会社概要 (パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
 - 工)受託業務実績報告書(様式5)
 - 才)使用印鑑届(様式6)
 - カ) 印鑑証明書
 - キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書
 - ク) 最新の事業年度の法人税と所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書
 - ケ)消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の3でも可))
 - コ) 国宝装潢師連盟加盟の証明書
- ※カ~ケについては、申請時点で発行から3か月以内のものであること(写し可)

※ク及びケは、「未納の額が無いことがわかるもの」であること

※コは、発行時点を限定しないが、最新のものであること(写し可)

※参考納税証明書について

【国税の納税証明書】

取得方法については、国税庁ホームページおよび参加申請者の現在の住所地(納税地) を所轄する税務署で確認すること。

・「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」(納税証明書「その3の3」)

【市町村民税の納税証明書】

取得方法については、納税地の市町村に確認すること。申請する法人(納税義務者)が 納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がない ことを証明すること。

- (2) 提出期限 令和5年 9月1日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出先

郵送等(書留郵便等、配達の記録が残るもの)により「14.提出先・問い合わせ先」まで送付すること。持参は受理しない。また、封筒の表に「重要文化財絹本著色大日如来像美術工芸品保存修理業務委託」と朱書きすること。また提出された書類は一切返却しない。

- 8. プロポーザル参加資格審査結果通知
- (1) 参加申請の提出書類によりプロポーザル参加資格を審査し、資格を確認できた者に対して、結果通知を次のとおり電子メールにて送付する。

通知日 令和5年9月6日(水)午後5時(予定)

- (2) 参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して送付する。
- 9. 企画提案書等の作成および記載上の留意事項
- (1) 企画提案書類

提案書の様式は自由とする。散逸等防止の為、A4判両面15枚までとし、紙ファイル等を利用して綴じること。

- ①企画提案書(様式7)
- ②業務実施計画書(様式は自由 A4判)

仕様書記載の各業務について、提案項目ごとに具体的に記載すること。画像の使用も 可とする。

- ア) 法人としての業務遂行力・実施体制
- イ) 博物館や類似施設等における同種業務の遂行実績
- ウ)修理作業内容
- エ) 工程のスケジュール

オ) その他提案事項(本件を履行するにあたって効率的効果的に進めるための提案)

③経費見積書

修理作業のための人件費、材料費、その他必要経費など項目ごとにまとめること。 輸送中および修理中の保険については、特別経費に入れること。

- (2) 提出期限 令和5年9月11日(月)午後5時まで(必着)
- (3) 提出部数

正本1部(記名・代表者印を押印したもの)と副本1部、

データ1部(正本、副本データを収めたCD-R)

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。

(4) 提出先

郵送等(書留郵便等、配達の記録が残るもの)により「14.提出先・問い合わせ先」まで送付すること。持参は認めない。また、封筒の表に「重要文化財絹本著色大日如来像美術工芸品保存修理業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。また提出された書類は一切返却しない。

10. 選定基準・方法

(1) 評価方法

企画提案に基づき、提案内容の企画面と経費見積面を採点する。選定は非公開とし選定 内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 評価及び配点基準

①企画点 (90点)

ア	損傷状況の把握	5 点
イ	裏打ちの除去方法	5 点
ウ	クリーニング方法	5 点
エ	剥落止めの処理方法	10 点
才	旧補修の除去・補絹方法	10 点
カ	補彩方法	15 点
キ	科学調査方法	10 点
ク	法人としての業務遂行力・実施体制	10 点
ケ	同種業務の遂行実績	10 点
コ	その他提案事項	10 点

②経費見積点(10点)

人件費、材料費、その他必要経費など項目ごとにまとめること。

(3) 合計点が最も高い提案者が2者以上(同点)の場合の対応

その他提案事項の内容を協議し、優れた提案者を事業予定者とします。

(4)参加者が1者である場合の取り扱い

プロポーザル参加者が1者のみの場合においても、審査の結果、評価点が60%以上の

得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を事業予定者とする。

11. 選定結果の公表及び通知

評価点が最も高い事業者に結果を連絡する。また、選定結果を大阪市立美術館ホームページ(https://www.osaka-art-museum.jp/)にて掲載する。

(電話等による問い合わせに回答しない。)

12. 契約手続き

(1) 契約の締結

選定された事業予定者は、企画提案書に基づき、当機構と詳細な内容について協議を行い、正式な業務委託仕様書及び経費見積書を提出のうえ、法人の定める予算の範囲内に おいて契約を締結する。

(2) 失格要件

事業予定者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、法人は審査結果等にかかわらず、 既に決定した事項を取り消し、失格とすることができるものとする。

- ①提出された提案書が次の要件のいずれかに該当する場合
 - ア. 応募資格のない者が提案した企画提案書類
 - イ.この要項に定める提出方法、期限に適合しない企画提案書類
 - ウ. 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案書類
 - エ. 虚偽の内容が記載されている企画提案書類
 - オ. 他者の著作権を侵害する企画提案書類
- ②参加資格要件を満たさない事由が発覚した場合
- ③選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ④他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行い、談合につながる行為をすること。
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (3) 次順位者の繰上げ

事業予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて評価点合計が次順位以下となった提案者のうち、評価点合計が上位であった者から順に当該業務委託の交渉を行うことができるものとする。

13. その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量 法によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、企画提案書提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- (4) 設計書及び見積書に対し文化庁より指導があった場合には、修正する必要が生じる場合がある。
- (5) 契約書作成の要否 要する。
- (6) 企画提案書の取扱い
 - ① 提出された企画提案書は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
 - ② 提出された企画提案書は返却しない。
 - ③ 提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - ④ 企画提案書は、本手続以外に参加希望者及び企画提案者に無断で使用することはない。但し、公平性、透明性および客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。
- (7) 契約に当たっては、提出された企画提案書のすべてを採用するものではない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱、大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- 14. 提出先・問い合わせ先

大阪市立美術館 学芸課

₹543-0063

大阪市天王寺区茶臼山町1-82

電話 06-6771-4874 (代表)

メール osaka-art-museum01@osaka-art-museum.jp